

幼稚園を利用する保護者のみなさまへ

令和8年度副食費の施設による徴収に係る
補足給付費給付申請書の提出について

鹿屋市では、幼稚園に通う満3歳以上（満3歳になる誕生日前日以後）の子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、給食費のうち、副食費（おかずやおやつ、牛乳等の提供に係る費用）の無償化を行っています。

副食費が無償化されるためには、市が無償化の対象者として決定する必要があることから、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。

記

1 無償化について

(1) 対象者

以下の条件のいずれかに当てはまる世帯

- ①市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の児童

②小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童

○令和8年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和7年度の所得割額で算定 (令和6年中の所得)	令和8年度の所得割額で算定 (令和7年中の所得)

(2) 限度額

1か月当たり5,100円

2 提出書類

令和8年度 副食費の施設による徴収に係る補足給付費給付申請書

3 その他

- ・副食費の無償化に係る認定については、世帯員や市町村民税所得割額により決定することから、毎年度申請書の提出をお願いしております。
- ・申請書を提出されなかった場合、無償化の条件に適合していた場合でも、副食費は無償化の対象となりませんのでご注意ください。
- ・無償化の適用開始日は申請日以降となります。
- ・マイナンバーの利用に関する同意書については、利用初年度及び世帯員の変更等があった場合のみ、提出をお願いしております。

問合せ先

鹿屋市 こども政策課 保育幼稚園係

(TEL：0994-31-1134)